

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4K6Z13C00160		4L7V1AS0004 0001					
品名 または 件名							
輸送船舶の定期検査：年次検査実施基準等の作成に係る調査役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
市ヶ谷							
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和6年9月2日（月）～令和7年2月28日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年8月29日（木）11時00分 中央会計隊入札室（E—1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

「防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用にあたっての追加事項について（通知）」の第4項（1）、（2）、（3）、（4）の資料を1部作成し、令和6年8月5日（月）までに担当者に提出すること。

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日 17 時 00 分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又は F A X 可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 不明事項等の問い合わせ先
中央会計隊契約科第 3 班 當銘（とうめ） (TEL : 03-3268-3111 内線 47555)
(FAX : 03-5269-5135 (直通))
- 仕様書に関する問い合わせ先
陸上幕僚監部装備計画部装備計画課輸送班 橘 (TEL : 03-3268-3111 内線 40778)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

調達要求番号：4 L 7 V 1 A S 0 0 0 4

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	—	仕 様 書 番 号	
輸送船舶の定期検査・年次検査実施 基準等の作成に係る調査役務	G L T - C - F - 0 0 0 0 0 8		
	防衛大臣承認	—	
	作 成	令和6年3月21日	
	変 更	—	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部装備計画部 装備計画課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、輸送船舶の定期検査・年次検査実施基準等の作成に係る調査役務について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で用いる主な用語及び略語の定義は、次による。

1.2.1 輸送船舶

自衛隊海上輸送群（仮称）に配備予定である輸送船舶（中型級船舶×1及び小型級船舶×1）をいう。

1.2.2 定期検査実施基準

輸送船舶の就役にあたり、船舶の造修等に関する訓令を準用して令和6年度末に制定予定の基準として、定期検査の方法及び基準について定めるものをいう。

1.2.3 年次検査実施要領

輸送船舶の就役にあたり、船舶の造修等に関する訓令を準用して令和6年度末に制定予定の基準として、年次検査の方法及び基準について定めるものをいう。

1.2.4 船級検査

艦船に対する日本海事協会規則に定められた適合性を検査することをいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、関連文書については、この仕様書に規定した事項の理解を助けるためのものであり、この仕様書の一部をなすものではない。

a) 引用文書

会計法（昭和22年法律第35号）

物品管理法（昭和31年法律第113号）

国有財産法（昭和23年法律第73号）

海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律（昭和45年法律第136号）

海洋汚染等及び海上災害防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第19号）

海上衝突予防法（昭和52年法律第62号）

海上衝突予防法施行規則（昭和52年運輸省令第19号）

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号）

調達品等にかかわる監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）

船舶の造修等に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第43号）

艦船造修整備規則〔海上自衛隊達第54号（14.12.18）〕

陸上自衛隊会計事務規則〔陸上自衛隊達第16-4号（50.2.24）〕

陸上自衛隊整備規則〔陸上自衛隊達第71-4号（52.12.24）〕

陸上自衛隊補給管理規則〔陸上自衛隊達第71-5号（19.1.9）〕

日本海自協会規則

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 役務に関する要求

2.1 役務の実施体制

契約の相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下、業務従事者という。）を確保すること。
- b) 前記a)の業務従事者が輸送船舶の建造に関する特定の経験、資格、業績等の能力を有すること。
- c) 上記a)の業務従事者が、前記b)に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記c)の業務従事者が他の手持ち業務との関係において、履行に必要な業務所掌に対応できる態勢にあること。

2.2 役務の内容

契約相手方は、輸送船舶の定期検査実施基準及び年次検査実施基準の案を作成するものとする。作成にあたっては、海自艦の各検査実施要領と船級検査との比較整理を行い、関係規則との整合に留意しつつ、輸送船舶の特性に合わせた各種検査における最も効率的な内容を提案するものとする。

2.3 調査研究の方法

この役務を行うに際して、研究機関、関係企業、メディア及び出版物等の調査が必要な場合、当該資料収集及び連絡調整は、原則として、契約の相手方が実施するものとする。ただし、関係部隊等におけるこの役務に関する実施把握のための実務担当者等との意見交換を必要とする場合は、4.5.3による。

2.4 報告書等の作成

この役務の報告書作成に当たっては、総論的・抽象的な表現とすることなく、具体的な記載とし、特に事実関係の記載は、可能な限り出典等を明らかにし、引用した文献等は、報告書中に明記するものとする。

なお、中間報告書及び成果報告書作成後、報告会を実施するものとし、細部日程などは陸上幕僚監部装備計画部装備計画課との調整によるものとする。

2.4.1 中間報告書の提出

契約の相手方は、定期検査実施基準及び年次検査実施基準の案について官側と調整の上、中間報告書を作成し、提出するものとする。

2.4.2 成果報告書の提出

契約の相手方は、定期検査実施基準及び年次検査実施基準の案の成果報告書を作成し、提出するものとする。

2.5 実施計画書等の作成

契約の相手方は、契約後速やかに、実施計画書を作成し、実施計画及び手順について監督官の確認を受けるものとする。

2.6 履行場所

契約の相手方の事務所及び監督官の指定する場所とする。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領により、細部は次による。

3.1 監督

- a) 契約の相手方は、契約後速やかに監督官と協議の上、実施計画書を作成し、監督官の確認を受けるものとする。
- b) 監督官は、役務の適正な履行を確保するため、次によるほか、指示、その他適当な方法によって、監督を行う。
- c) 役務の実施に当たり、契約の相手方は、契約後速やかに付図1に示す業務従事者名簿に各業務従事者ごとの氏名、所属、役職、学歴、職歴のほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を監督官に提出し確認を受けるものとする。

なお、名簿に変更があった場合は、速やかに新しい名簿を監督官に提出し、確認を受けるものとする。

- d) 契約の相手方は、実施計画書に基づき成果報告書を作成し、監督官の確認を受けるものとする。

3.2 検査

検査官は、成果報告書の書類審査を行う。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類等は、表 1 による。

なお、提出期限の定められているもの及び作成後速やかに提出が必要な書類については、その都度提出する。

表 1－提出書類

番号	名 称	提出時期	提出先	部数	記 事
1	着手届	契約締結後、 速やかに。	契約担当官等	3	付図
2	業務従事者名簿		監督官	2	
3	実施計画書				
4	下請負承認申請書	必要の都度	契約担当官等	2	
5	中間報告書	令和 7 年 1 2 月 2 0 日 (金)	監督官	1	
6	成果報告書	令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)	監督官經由 検査官	2	
7	終了届	役務完了後、 速やかに。	契約担当官等	3	
注記 用紙はA4とし、ファイル綴じを行なう。					

4.2 下請負

契約の相手方は、この契約に係る役務の一部を第三者に請け負わせる場合は、監督官の確認を得た後、契約担当官等に提出して承認を受けるものとする。

4.3 著作権の移転

この役務において、官側に成果物を提出したとき、その著作権も付属して官側に移転するものとする。ただし、契約の相手方がこの役務の契約以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.4 コンプライアンスの遵守

契約の相手方は、下請負者等に対してコンプライアンス意識の徹底及び遵守を図る。

4.5 その他必要な事項

4.5.1 工業所有権など

この役務の履行において、工業所有権などの利用にあたり生じた問題は、すべて契約の相手方の責任において処理するものとする。

4.5.2 技術資料等などの貸与

この役務の履行において、必要とする技術資料などは、契約の相手方の申請により貸与又は閲覧させる。

4.5.3 業務支援

契約の相手方は、この役務の履行において官側の支援が必要な場合には、官側の業務を阻害しない範囲で官有設備及び施設を使用することができる。使用する設備、施設及び時期等は、別途協議して決定する。

なお、官有設備及び施設を使用における入門及び立入りについては、履行場所の諸規則を遵守するものとする。

4.5.4 国籍条項

契約の相手方は日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを

主張する団体等，その他を結成し，又は加入し，若しくは協力していないことを証明又は誓約し，若しくは保証できる者とする。

5 疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

令和 年 月 日

業務従事者名簿

監 督 官 殿

会 社 住 所
会 社 名
代表者氏名

印

契 約 番 号		契約年月日	
調 達 要 求 番 号			
契 約 件 名			

下記のとおり，提出しますので承認をお願いします。

記

番号	氏名（年齢）	所属（住所）	経歴等明細

上記のとおり，承認する。

令和 年 月 日

監督官
階 級
氏 名

印

付図一業務従事者名簿

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L7V1AS0004	契約実施計画番号	4K6Z13C00160
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
輸送船舶の定期検査・年次検査実施基準等の作成に係る調査役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	市ヶ谷	納入期限(工期)	令和6年9月2日～令和7年2月28日		
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 8 月 29 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者